平成２３年（フ）第１１７号
高知市高須１丁目８番15―901号
債務者　中西　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
大分市明野北４丁目８番Ｂ―206号
債務者　三宅　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９４号
大分県別府市大字北石垣1397番地
債務者　糸柳　悦寛
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６号
鹿児島県日置市伊集院町郡1792番地１　第３コーポ昇龍203
債務者　内田　昭洋
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８号
鹿児島県霧島市溝辺町竹子15番地
債務者　沼口　正文
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
鹿児島県霧島市溝辺町麓1261―１、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分清水４丁目４番７―５号　なれ松貸家Ｄ棟
債務者　門之園　徹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
鹿児島県姶良市加治木町反土1547番地　蔵王住宅１棟303号
債務者　石原　洋幸
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第７号
沖縄県名護市城２丁目９番10―201号　大兼久アパート
債務者　玉城　菊江
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第８号
沖縄県名護市大北３丁目１番72号
債務者　渡具知　勇
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第９号
沖縄県名護市字親川79番地
債務者　山城久美子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４９１号
兵庫県明石市野々上３丁目５番地の13　サンエキューズⅡ801号、旧住所兵庫県明石市大久保町西島806番地の３　シェトア・Ｔ・Ｊ・M202号
債務者　山本　良男
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
神戸市西区櫨谷町栃木144番地の１
債務者　宮本　栄里
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目108番地、旧住所大阪市西成区花園北２丁目11番16―322号
債務者　木平　勝也
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の74　３―202号
債務者　末吉　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
神戸市西区玉津町今津102番地の６
債務者　大垣　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
佐賀県伊万里市松浦町桃川4406番地２
債務者　谷丸　義昭
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３４０号
名古屋市守山区四軒家１丁目1577番地の１　ナスキーミズノ１Ｂ
債務者　加納まつ子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部